



大阪自由通商協會

始



「再び」本邦に於ける染料工業保護獎勵と
その染織工業に及ぼす影響に就て

緒 言

謹に本協會が「本邦に於ける染料工業保護獎勵とその染織工業に及ぼす影響」と題する小冊子を頃布して、本邦に於ける染織工業が染料工業の保護獎勵の爲め、如何なる影響を蒙りつゝあるかを説明し、一部染料製造業者の企圖する染料關稅引上運動の非なる所以を詳述した。

本協會は常に内外に聲明して居る様に、國際分業並に通商自由の二大主義に則り、各種世界商品に對する關稅問題を論評して來た、染料關稅に關するものも其一例に過ぎぬ。

然るに最近本邦に於ける有力なる某染料會社より、本協會の染料關稅に對する態度を難詰し、動もすれば本協會の主義綱領さへ曲解する様な「パンフレット」が配布せられた。

染料製造會社が染料關稅を引上たり、獎勵金を受けるに賛成な事は論ずるまでもな

い。其は染料製造會社にとつては何より都合のよい事であるからである。然し一、二染料製造會社の利益が消費者、染織業者、輸出業者、惹ては國家全般より見て果たして首肯すべきものであるが、また一、二會社に與ふる利益が國家全体に悪影響を與へつゝあるのではなからうか、茲に再び染料工業の保護獎勵が本邦重要產業に及ぼす影響に就き考察して見たいと思ふ。

(一) 染料工場の確立に就て

我國の染料工業が發達して技術的にも、經濟的にも、自給自足が出來れば是程結構なことはない。何も吾人は外國品偏重の意向を持つものでない、然るに我國染料工業發達の推移を見るに、歐洲大戰の爲め外國染料の借給杜絶せるに際し、深厚なる政府の保護施設により漸く發達するを得たのである、大正五年以來十數年間或は營業欠損の補給、或は製造獎勵金の下附、或は獨逸染料の輸入制限、或は關稅引上とか、殆んど完備の保護助長政策で我國染料工業の存在を認めしめた、斯んな風な保護政策があつたならば如何な工業でも發達を見ないものはなからう。然し染料工業は論者のいふ如く國家権要の工業たる所以は、其製出する染料が我重要產業たる織維工業にとり極めて重大なる關係がある爲ではなからうか、即ち吾人は我染織工業

のために最も優良なる染料の最も安價なる供給を欲するのである。然るに此の需要に應する爲には我染料製造業者も大に考へて貰はねばならぬ、政府の深厚なる保護を受くる事十數年、而して或種染料に就ては技術的にも、經濟的にも獨立が出來た然し自餘の染料に就ては未だ何時完成の域に達するか見當がつかぬ。大体我重要產業に重大なる關係ある染料工業が、斯くも長年月間莫大なる經費のかゝる温室に育てられて、果して社會の期待に副ふ事が出来るであらうか、歐洲大戰は終局を告げて既に十年歐洲の天地も再び戰前の平和に歸つた。產業の恢復も略ば完成した、此んな秋に當つて我國のみが常に外國の戰鬪を假裝して凡ての計畫を立つる必要があるのであらうか。

(二) 本邦染料工業の發達に就て

前述せる如く我國染料工業は創立以來既に十數年、極めて深厚なる保護助長に依つて漸く今日程度の進歩發達を見るに至つた、然し之を同期間に於ける他工業の進歩發達に比ぶれば特筆大書する程のものでない、製造方面的技術者にいはすれば、どんな染料でも出來ないものはない様な話をするが、素より學術的には出來るかも知れない、然し染料の用途が極めて「デリケート」である事を忘れてはならない、其

色合、鮮麗并に耐久性に於て同じ名稱の國產染料が外國產に比し遜色のないものがあるか、吾人は決して舶來品尊重者ではない、只染料を使用する産業に於て染料の良否に依りて、出來上つた商品の價值、名聲等に影響があるから、最も優良なる染料を最も安く使用したい爲に虛心坦懐に主張するばかりだ、英國人の様な御國自慢の人種でも商賣丈には國境の觀念がなく、輸出毛織物等には外國染料を使用して居る、之は曾て同國が國產獎勵の流行な時代に、廉價なる自國染料を使用して海外から苦情を提議せられた結果、右の措置に出たのであらう。

論者は國產染料の發達の表象として國產染料の生産高と、輸入染料高とを比較して

金額に於ては 五：五

数量に於ては 八：二

となし、形式に於て立派な統計表を掲げて居る。而して此統計表を基礎として紡織品の染色加工高も亦八：二となせるは如何なる計算なるや、議者の了解に苦しむ處である。

既に論者の肯定する如く、國產染料の大部分は「アニリンオイル・ソルト」及び硫化染料（黒、紺等）である、而して最近の輸入數量二割と計算せらる、輸入染料中には染色の知識なき所説と稱しても過言ではあるまい。

（三）保護政策に於て

吾人は保護政策を絶對的に排斥するものではない。然し我國の現狀よりして輸入制限、保護關稅の如きに對しは主義として反対する。

染料關稅に就て論者は世界各國の染料關稅を表記して、本邦染料關稅が他國の夫に比して低率なりとし、未だ引上の餘地ある様に說いて居るが、各國皆産業狀態を異にする國情を度外視して、單に關稅丈を比較するは妥當の議論でない、何となれば各國の産業の種類又は程度によつて關稅を異にするは止を得ない所であるからだ。今少しく是を具體化して言明すれば

（イ）染織工業を第一義となす國と

（ロ）染織工業以外の工業を第一義となす國

とは染料關稅を同一には論じ得ないのである、本邦の如きは即ち（イ）に屬するもので

あつて、染織工業を助長するためには染料の關稅は出来る丈低率でなければならぬ、輸出入の違ひこそあれ英領印度も本邦同様（イ）に屬する關係上既に染料輸入關稅を撤廢し、その國としては撤廢以前よりも廉價に輸入して自國染織工業の便宜を計つて居る。反之染織工業に重きを置かない國では染料關稅を比較的高率にしても、何等國の經濟には影響はあるまい。何れ各國間の染料關稅比較等に就ては別に所説を印刷しても宜敷い位であるが、今回は只本邦産業の見地より染料關稅は低率でなければならないといふ事文を注意して置く。

或る新聞紙の傳ふる所に依れば國內にて有力な某政治家は、國債問題で本邦の國債總額が歐洲各國の夫に比して、尙少額なるを以て本邦には尙募債の餘力充分なりとして、大に借金政策を振り廻したことであるが、歐洲大戰に直面した國と、戰爭のために創痍を受けざる我國とを、單に國債の數字丈にて募債の基礎條件とすること、自体が國家財政上より暴論と聞ゆると同様、各國産業の現況を顧慮せずして單に關稅丈を比較して、尙引上の餘地ありとする論は吾人の断じて首肯し得ない所である。

論者は「本邦染料工業發達のためには中間物の關稅の引上を必要とするも斷じて輕

減す可からざるものである」といつて居るが、是亦吾人の容認し得ざる暴論と言はなければならない。

總ての産業に於て、原料は出來る丈安く供給を受くる事が原則で、之が爲め各國共に原料品に對しては、製品に比し低率の關稅を按配して居る、中間物が染料製造の原料たる以上、中間物の關稅は出來る丈低率なることは、染料工業の全般より見て必要なことではあるまい。

（四）日獨染料協定

日獨染料協定の内容に就ては、政府より公表していないので、具体的に意見を述べる事が出來ない。然し論者の言の如く、本邦に於て生産可能な五十數種の染料の輸入を制限して居るものならば、國內の染料製造業者としては何も不平をいふ筈合のものではなからう。論者は高率な關稅や輸入禁止で外國品を防遏すれば、國內に生産が起るといふ様な意見を有するものの如く考へて居るが、夫は餘り虫が好過ぎる考ではない筈だ、現行染料關稅は曩に本協會の發表せる調査資料の示す如く、從價率に換算すれば五割乃至三十割で、殆んど贅澤稅の感がある。而して論者の所謂二十

七種の奨勵染料には、輸入元價に均しい奨勵金が交付され居るではないか、此上更に染料關稅の引上を提唱するとは何たる異論であるか、一般消費者は一部生産者の爲めに斯くも苦しい立場に置かれねばならないのか。

(五) 現行關稅に對て

染料の濃度に高低(濃淡)の別あるは今に始まつた事でない、既に大戰前の輸入染料中にも高低の差はあつた、爾來年と共に高濃度の製品が増加し、殊に本邦染料關稅が從量稅に變更せられてから、一層其傾向は著しくなつた。然し是は採算上已むない次第であつて、原因は現行關稅制度にあるといふの外はない。

然し論者の言ふが如く、染料の濃度無制限に高めらるゝものでなく、また實際輸入せられて居る染料が悉く高濃度のものばかりでもない、又關稅改正前よりの高濃度品にして今日も同一濃度の品も多數にある、是は高濃度品を總て關稅改正後の輸入品と誤解する悞あるが故に、特に注意する次第である。

又論者は濃度を考慮して、現行從量稅を從價率に換算した表を掲げて居るが、假りに論者の數字によりその「正きし%」を平均しても、從價四割五分五厘となり、舊稅率從價三割五分に比し尙現行關稅は三分ノ一方高率となるではないか。

(六) 「わがコールタール染料の發達による消費者の利益と輸入關稅との關係」なる表に就て

論者は右の題目で、國產染料使用が消費者に利益ある事に就て、都合の好い計算を記述して居る、然し右は染料に知識を有しない者に甚だしき誤解を與ふる悞があるのを、一應其誤を指摘して一般の誤解を除きたいと思ふ。

論者云々「A 消費者の利益

甲一 國產染料の出現による直接の利益」なる計算に於て

- (1) 最近(昭和2年)輸入
染料輸入平均單價一斤 = 付 2.^m39
- (2) 國產不能時代(大正2年)輸入數量
(人造藍を除く) 7,521,956^m
- (3) 國產不能時代の輸入量全部を輸入するとせばその價格
(最近輸入單價即ち(1)の一斤につき2.^m39によりて) 17,977,474^m
- (4) 最近(昭和2年)の實際輸入價格 5,485,974^m
- (5) 差引一消費者の利益 12,491,500^m

と説明して居るが、之には左の誤謬がある。

先づ染料常識より考察すれば—
(1) 最近(昭和貳年)輸入染料は大正十五年四月以降實施の現行關稅により、尙輸入制限令が獨逸染料の輸入を制限しつゝありし時代なれば、國產染料中の大部分を占むる硫化染料(黒、紺等の)の如き、獨活の大木式な低價染料は輸入少なく、何れかと云へば國產染料よりは高級のものが多量なる筈で、從而平均單價二圓三九には勿論獨活の大木式低價染料は、計算的とするを至當とするものではないか。

(卷末に添付する「昭和貳年コールタール染料の輸入、國產數量並に價格比較表」
参照の事)

(2) 大正貳年の輸入染料數量中には、國產不能時代並に當時の本邦染料工業の狀況より考察すれば、獨活の大木式低價染料が大部分を占め居る筈である。

是を數字的に説明すれば論者は「甲の註」に於て
大正2年の輸入量(即ち消費總量は約4500噸なる)と上記の如し。しかるに最近(昭和2年)の消費總量は輸入量1370トンに國產量7660トンを加へたる約9000トンとなり、云々

と、斤數をトンに換算して記述するが、國產量七六六〇トン中には平均單價〇・〇二九と云ふ低價なる硫化染料約六五〇〇トンがある、(比較表參照之は國產量に對して八割五分を占め、論者の所謂消費總量に對して七割貳分を占める事を忘れてはならない。

大正貳年と昭和貳年と、染色工業の狀況が先づ同一と見做しても、大正貳年消費總量の七割強則ち三二〇〇トンは低價なる硫化染料と推定するのが至當である。

(大正貳年輸入染料の部屬別數量不明のため論者の言により此の推定をなせり)
故に論者の $(1) \times (2) = 1,7977,474$ なる價格は獨活の大木式低價染料を、非常な高價に見積りたる結果で、玉石混淆の感がある、即ち石の數量に玉の價格を乗じた結果となり、是を近代的辭句を以てすれば價格的に石を玉化したと云ふべきであらふ。
繰返して云へば論者は大正貳年の輸入數量(主として低價染料に昭和貳年の輸入原價除した、一二、四九一、五〇〇圓を消費者の利益として居るが、右の數字には輸入單價が兩年間に非常に變化のあつた事を考慮に入れてない、亂暴な見方でないか、之を以て消費者の利益と見るのは何といつても首肯が出來ない。

以下乙、丙、丁も結局は甲と同様計算の基礎が極めて杜撰で、一々之を反駁するの煩に耐へないから省略するが、甲、乙、丙、丁の合算たる所謂消費者の利益が二二、三二四、九一二圓(輸入、國產とも壹ヶ年の統計を示して計算が行はれあるが故に、此の利益も壹ヶ年ならむと放言するに至りては唯々啞然たるのみである。

(七) 「徒らに輸入染料使用に拘泥して關稅を云爲するよりは低廉なる國產染料を用ふるに如かず」なる自

已宣傳に就て

染料製造業者の立場としては斯る宣傳も無理からぬ事ではあるが、高率なる關稅障壁あるがために、輸入染料にして國產染料が低廉であるかの様に考へられるのであるが、現在の關稅を引下げ又は撤廢しても、尙國產品の方が低廉なれば是は大に誇り得る處であるが、今日の狀況では此の自己宣傳は、關稅障壁の結果反て輸入染料を高價ならしむるの反對證明を提供するものと信するの外ない。

將來は兎も角現在の染色業者は、大体輸入染料使用の經驗を有する關係上、彼等は低廉にして且使用に便なる輸入染料が、今日比較的高價で入手に困難なるは、一種の輸入制限と高率なる關稅障壁に、職由するものとしてその不自由を託つものである。

る。

論者の示す染質計算は品質、濃度を無視して單に壹斤單價のみを比較して、國產染料使用が、より低廉なりと斷定せるが如きは、餘りに實情に疎き計算といはねばならぬ。

茲には特に品質、濃度の相違に就て、専門的説明は省略するも、消費者たる染色業者は此間の事情に就ては、充分了解して居る筈である。

(八) 輸出加工綿布に對する影響

加工綿布の輸出が年々増加しつゝあるは、本邦工業發展のために同慶の至りである然し是を以て國產染料の効果となすは、早計の感があるではないか。

本邦輸出加工綿布の品質、特に染色加工の劣悪で寒心すべき事は、商工省當局も認むる處で機會ある毎に「輸出加工綿布に就ては特に優良にして高級なる染料を以て優秀なる加工を行ふ可き事」を講演或は冊子報告書等の如き)を以て宣傳せられて居る事は公知の事實である。而して加工綿布輸出表の統計が示す數字の增加が、必しも本邦製品の優良なる事の證明にはならない、是に關し茲に一、二の例を掲げる。

(一) 編メリヤス ジヤワへ發展

品質はたゞし段々に低下す

最近ジヤワよりの通信によるとジヤワ、スマトラ地方における綿糸製ノリヤス、シヤツ類の消費量は非常に多く年々約八十萬ダース金額三百萬ルビー(一ルビーは邦貨六十五錢)と巨額の輸入を行つてゐる然して歐洲大戰前はドイツ品が輸入の第一位を占めてゐたが戰後日本品の進出著しくその販路を蠶食して遂に第一位に上り左の如き數字を示すに至つた。

國 別	昭和元年	昭和二年
日 本	二、一七二、五七四	二、四九九、八一
ド イ ツ	五六五、五一八	三四二、三九五
オ ラ ン ダ	二六七、五五六	一三六、二九五
支 那	五〇、九一七	六八、七七六

然しながら本邦品は價格の低減にのみ重きを置くためドイツ品の堅牢なるに比しこ本邦品は縫目の綻びるもの多くかつしま物等に見ても染色加工の方法悪く洗たくあるひは日光の直射によつて脱色する爲ドイツ品が比較的上流階級に需要者を有

つに反し本邦品は土人等の下層階級に多く使用され年々品質が低下せんとする傾向にあるかくては折角築き上げた本邦品の信用を失墜せしむると同時に販路を失ふものであるとして内地生産業者の覺醒を要望して居ると。

(東京朝日新聞昭和四年一月十三日)

是を單に一新聞の記事と輕々視するわけには行くまい、又此記事を一讀せば輸出統計數字の増加丈を見て「遂年の繁榮を物語つて居る」と糠悅ひも出來まい、否大に將來の爲めに努力せねばならないのではなからふか。

ドイツが自國の優良染料を使用し、洗たくにも日光の直射にも脱色せぬ、優良なるメリヤス製品を輸出するに對抗し得る製品には、同等又は是以上の優良染料を使用するのが第一義である、國產染料を使用するのみが愛國者にあらずして、假令外國染料を使用するも海外に於て本邦製品の信用を維持し、帝國の商權確保に努力するのが眞の愛國者ではないか。

(二) 蘭印に於ける本邦綿布は今や大に自重を要する秋なるに拘はらず縞三綾、綿朱子、色金巾等の如きは幸に土人の嗜好に適合し獨占的活況を擅にしつゝあるを奇貨とし殊に輸出検査の勵行されつゝある今日猶安價に應せんため敢て品質を低下

し自殺的競争をなすもの續出し爲に本邦綿布の聲價失墜しつゝありと聞く誠に遺憾の一事がたり、苟も斯業に關與するもの自ら深く相戒め百年の計を樹立せざるべからず。（昭和三年十月靜岡縣濱松工業試驗場發行 西洋視察報告の一節）

此の記事を一讀しても尙且本邦加工綿布輸出表の數字のみに信頼して「遂年の繁榮を物語つて居る」と悦に入る筈はない、勿論品質の低下とは染料ばかりにあらずと辯解せらるゝかも知れない、然し優良なる染料を使用せない事が一因である事は否めまい。

（三）各種蒐集見本につき其堅牢を比較試験せる結果は、歐洲品が曹達及石鹼の各一% 溶液中に五分間煮沸して相當耐ゆるもの多く、日本品の曹達及石鹼の〇、三% 溶液に冷液より沸騰點に至る間に於て、動もすれば脱色する程度のものとは、雲泥の差ありと謂はざるべからず。

獨逸のイミテーションバチツクは、其堅牢色なることを標榜し、若し夫れ褪色するが如きものあれば何時なりと代金引換を爲すべきことを明示して賣出し、以て瓜哇更紗の強固なる地盤に喰ひ入らんとして努力しつゝあり、邦人の以て學ぶべき所なり。（前掲南洋視察報告の一節）

（九）結論

若し夫れ商工省、各地工業試験場等が縱來熱心に唱導し居る如く、優良なる染料を使用し正確なる染法により加工を行ひ、輸出せられたらむには加工輸出綿布の數量は正に倍加し、而も海外市場に於て確固不動の地盤を獲得し霸を天下に唱へ得たる事も疑なからう、然るに不幸にも日本品は粗製品の代名詞たるが如き、非難を蒙ることは誠に遺憾千萬で、此點に就ては我が對外發展上大に考慮を要すべき所である

染料工業の我國に必要な事は何人も否む所ではない、國有染料工業が益々發達し其製品が歐米先進國の製品と經濟的にも、技術的にも同等または是以上に進歩するならば、何も外國染料に供給を仰ぐ必要のない事も勿論である。

今日我染料工業は歐洲大戰の結果、一時獨逸染料の輸入杜絕した爲め已むなく、自給策として前述した様な政府の最も深厚なる保護獎勵に基いて相當の發達進歩を見今では大体或種染料は量に於ても、質に於ても、將又價格に於ても外國品に對して自給し得る狀態に達しに、だから是からは一意專心組織の改善、製造方法の改良等の方面に努力し品質の改良、價格の低廉を圖り以て一般消費者に向ふ可きである歐洲大戰も終戦して十年、參戰國も戰爭の創痍より回復し、今や列國は其復興も略

完成し、戦前の和平の時代に再歸した、其結果産業状態も「ノルマル」となり、各國は各特殊の産業に専念し所謂國際分業の主義に則り、共存共榮の國際關係を持続して來た、然るに我國染料工業家の一部には拾數年間の長い政府の保護獎勵に馳れ戰時中の一時的現象に捕はれ未だに斯る深厚なる保護を要望し、染料關稅の引上を劃策するものある事は遺憾である、一体染料工業には何程の保護助長が必要であるが、斯業に關係あるものよりせば永久に保護助長を欲するであらう、然し染料工業の目的は優良なる染料を安價に供給する事にありて、此目的のために染料工業の保護助長を必要とした、政府は拾數年間他の工業には夢想だに出來ざる保護助長を與へ今日迄の發達を認めしめた、最早獨立獨歩しても良い時代ではないか、我染料工業は溫室に育つて溫室に死する草花の様なものであつてはならない、最早溫室を脱し自然の風雨に曝されても良い時代ではないか、又染料工業の保護獎勵には幾多の犠牲のある事を忘れてはならぬ、既に國家が染料の保護獎勵の爲に積極的に支出せる金額のみにても壹千四、五百萬圓に達して居る、獨逸染料の輸入を制限し、又は是等に對し高率の關稅を賦課し、消費者を苦しめた點などを考慮せば其犠牲は恐らく世人の想像以上であらう。

凡そ染料の技術たるや極めて深遠複雜であつて一朝一夕に達成せらるゝものでない染料工業の霸者たる獨逸の斯業發達の歴史を見るに今日の隆盛は七、八拾年の苦しき經驗と、努力との賜物ではないか、而して獨逸は他工業との關係其他に於て最も染料工業發達に有利なる位置に於て然りである、反之我國に於ては斯る條件に恵まれて居ない國柄なるに加へ殆んど想像の出來ない程度の保護獎勵によつて斯業の經營を圖つて居る有様である、我々は染料工業を一の道樂事業と見る事は出來ない、染料と不可離の染織工業、纖維工業は一に染料の良否、價格の低否等に俟つ所多く又國內消費者に及ぼす影響、輸出貿易に及ぼす影響等は前述の通り極めて重大なるものがある、斯る理由に基き吾人は最早染料引上論者の所説に一刻も耳を藉すことは出來ない、否寧ろ關稅は引下進んでは撤廢を主張するのである。

今や世界の大勢は歐洲大戰の創痍より回復し、國際分業に立脚せる通商自由主義が唱導せられ、一九二〇年の武府會議以來年と共に通商促進の國際會議開催せられ、

既に一九二七年の國際經濟會議に於ては各國關稅障壁の撤廢を提唱し進んで具体的に各種商品の關稅引下に邁進しつゝある今日、我國染料工業家の關稅引上運動は正に沒せんとする太陽を挽回せんとする努力に類する恨なきや、吾人が國家全般の大策より衷心一部保護論者の猛省を促す所以である。

昭和二年コールタール染料の輸入、國產、數量並に價格比較表

単位、斤、円

屬別	生産別	數量	價格	平均單價
鹽基性染料	輸入	378.563	1,360.295	3.59
	國產	462.815	1,278.852	2.76
直接染料	輸入	881.029	1,614.255	1.83
	國產	851.842	1,564.724	1.83
酸性染料	輸入	349.218	810.609	2.32
	國產	297.070	609.140	2.05
媒染染料	輸入	245.671	629.135	2.56
	國產	139.868	250.818	1.79
硫化染料	輸入	246.237	378.219	1.53
	國產	10.931.108	3,275.871	0.29
建染染料	輸入	112.474	529.437	4.70
	國產	16.358	73.870	4.51
其他	輸入	76.192	163.966	2.15
	國產	23.380	73.104	3.12
合計	輸入	2,289.384	5,485.974	2.39
	國產	12,722.442	7,124.379	0.56

●注意……本表に就て

- (1) 輸入染料價格は神着値段。
- (2) 國產染料價格は製造工場の實値段。
- (3) 平均單價が輸入に高く、國產に低きは、國產が輸入に比し市價の低廉なるを示すのではなく、染料品種が異なるためである。是に就て尤も易き一例を硫化染料で説明する。則ち國產にありては殆んど黒色染料なるが故に平均單價は非常に低價で、輸入硫化染料は本文の説明の如く黒、紺等を含まない高級品で、從て平均單價も高價である。

319
508

昭和四年三月十九日印刷
昭和四年三月廿一日發行

定價 郵稅共金拾錢
郵券代用三錢切手四枚

發編行者兼

正木

茂

大阪市東成區森小路町百十四番地

林寅治郎

大阪市西區新町南通五丁目一番地

林泰進

大阪市西區新町南通五丁目一番地

大阪自由通商協會

大阪市北區中之島大阪ビルヂング一一八號

電話士佐堀一至五五七三九九三一三番地

振替口座穴版五七三九九三一三番地

印刷所

印刷人

印刷所

發行所

終

